

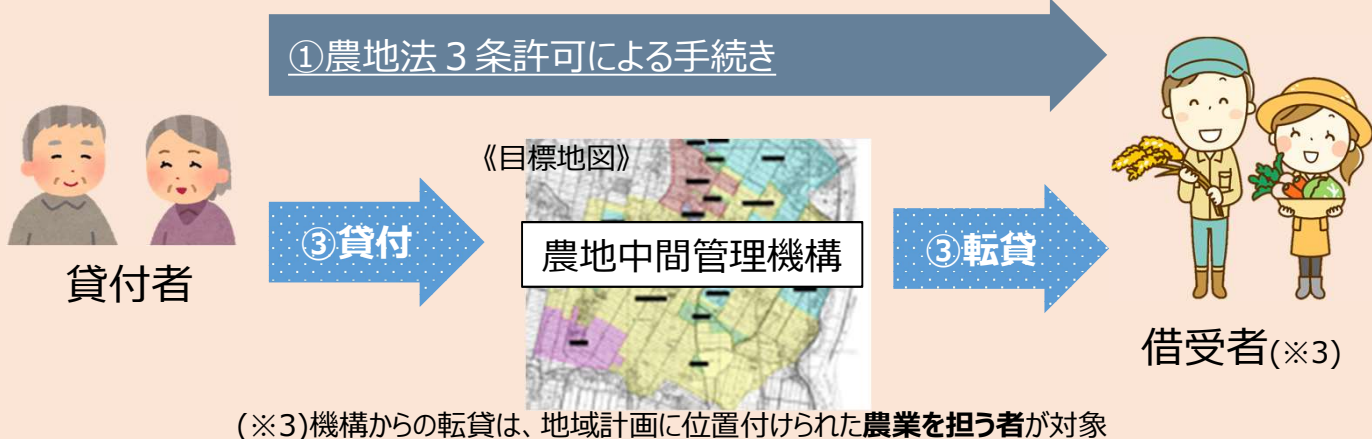
農地貸し借りの手順が変わります

「**地域計画**」が策定された地域内の
農地の貸し借りは「**農地中間管理機構**」
を通じた手続きに**統合**されます。

【今まで（地域計画策定前）】



【地域計画策定後】



- ・地域計画策定後からは、②農用地利用集積計画が③農地中間管理機構を通じた貸借に統合されます。（手続きは、県が認可する「農用地利用集積等促進計画」となります。）
- ・借受者が貸付者から直接借受ける場合は、農地法第3条による手続きのみとなります。

- ※ 現在、「農用地利用集積計画」で貸借されている農地の利用権は、期間内は有効です。
- ※ 農地中間管理機構を通じた農地貸借手続きの窓口は、市町の農業振興担当課又は農業委員会事務局です。